

詞法小論小箋 (四)

萩原正樹

二五、浣溪沙 四十二字 沙一作紗 又作浣紗溪 又名小庭花 雙調 凡二體今錄一 (同第三九集)

●○○●●●韻○○●●○○叶○○●●○○叶○○●○○●●句○○●○○●○○叶○○●○○●○○叶

詞

唐 張曙

枕障薰爐冷繡帷。二年終日兩相思。杏花明月始應知。天上人間何處去。舊懽新夢覺來時。黃昏微雨畫簾垂。

萬樹『詞律』(卷三)は、「浣溪沙」の作例として、この張曙詞と南唐後主(李煜)の「紅日已高三丈透」

詞の二體を掲げている。李煜の詞は、『詞律』に「用仄韻、後起亦叶」と述べているように、六句すべてに仄聲韻を用いる特殊な形式であり、竹溪はより一般的な詞體である張曙詞の體を採ったのであろう。平仄式はすべて『詞律』と同じ。ただ別名に關する記載は『詞律』「浣溪沙」項には見えない^①。直後の「攤破浣溪沙」項に「按調名沙字、與浪淘沙不同、義應作紗、或又作浣沙溪、則尤當爲紗、今姑仍諸刻」との記載が見える。『欽定詞譜』(卷四、「浣溪沙」)は、韓偓「宿醉離愁慢髻鬟」詞・薛昭蘊「紅蓼渡頭秋正雨」詞・孫光憲「風撼芳菲滿院香」詞・顧夙「紅藕香寒翠渚平」詞・李煜「紅日已高三丈透」詞の五體を録し、別名として「小庭花」「減字浣溪沙」「滿院春」「東風寒」「醉木犀」「霜菊黃」「廣寒枝」「試香羅」「清和風」「怨啼鶉」の十種を擧げる。また『歷代詩餘』(卷六)は、詞牌下に「沙或作紗、或名浣紗溪、一名小庭花、一名滿院春、一名

詹安泰『李璟李煜詞』（人民文學出版社、一九五八）や張璋・黃畬編『全唐五代詞』（上海古籍出版社、一九八六）を検しても、「香銷」とのみ作り、諸本の異同は示されていない。ただ管見のおよぶ範囲では、『歷代詩餘』（卷一八「南唐浣溪紗」）が「香消」となっており、竹篔がこれに従った可能性もある。別名について「又名山花子」と記しているのは、『詞律』と同じ。詞牌名に關して、萬樹は「此調本以浣溪沙原調結句、破七字爲十字、故名攤破浣溪紗、後又另名山花子耳、後人因李主此詞、細雨小樓二句、贈炙千古、竟名爲南唐浣溪紗、然則唐詞沿至宋人、改新調而仍舊名者甚多、如喜遷鶯長相思之類、皆添字成調、豈可名北宋喜遷鶯、北宋長相思耶」と論じ、「南唐浣溪紗」という名稱を批判しているのであるが、『歷代詩餘』（卷一八）はその「南唐浣溪紗」を正名として李璟詞以下すべて三四首の作品を載録している。一方『欽定詞譜』（卷七）は、「山花子」を詞牌名に掲げて「南唐浣溪紗」「添字浣溪紗」「攤破浣溪紗」「感恩多令」の四種を別名としている。平仄式についても「詞法小論」は『詞律』とほぼ同じだが、前闕第二句第三字を「○」としている點が異なっている。第二句について『欽定詞譜』は、「和擬詞（中略）第二句、水紋簾冷畫屏涼、水字簾字俱仄聲」と註しており、おそらく竹篔もこの和擬詞（首句「銀字笙寒調正長」、『花間集』卷六所收）に據って「○」と改めたのであろう。末尾の「前段第三句。作●●●●●●●●。或作●●●●●●●●。決不可濫填也」という註は、いずれの詞譜にも類似的表現を見ることができず、竹篔が填詞者のために附け加えたものである。實際の作例を丹念に調査した結果であり、若い竹篔の研鑽の迹を窺うことができよう。『詞律大成』（卷三）では、「此調、萬氏錄李璟函宮香銷詞、今改之」と註して、李璟の別の一首（首句「手卷眞珠上玉鉤」）を録し、「又名山花子、感恩多令」と述べて「南唐浣溪紗」や『欽定詞譜』が「梅苑名添字浣溪紗」と紹介した「添字浣溪紗」の別名を採っていない。

は「閉門收晩照（仄平平仄仄）」に作り、また後関第二句についても晏幾道詞は「仄仄仄・仄平平仄」であるが周詞は「信未通・愁已先到（仄仄平・平仄平仄）」となっており、『欽定詞譜』が「皆與此同」と述べるのは、甚だ不備であると言わなければならない。別名について『欽定詞譜』は、「古樂府有清商曲辭、其音多哀怨、故取以爲名、周邦彥以晏詞有關河愁思句、更名關河令、又名傷情怨」と述べている。「關河令」の名は、『欽定詞譜』も説くごとく晏殊詞の首句「關河愁思望處滿」に因むもので、萬樹は晏殊四十三字體の別名として擧げている。『全宋詞』中で「關河令」と題する詞は、周邦彥「秋陰時晴漸向暝」詞（第二冊、六二六頁）、趙師俠「亭皋霜重飛葉滿」詞（第三冊、二〇九三頁）、同「江頭伊軋動柔櫓」詞（同、二〇九四頁）の三首であるが、いずれも第一句を七字に作る四十三字體であり、萬樹の説のように「關河令」を晏殊四十三字體の別名と考えるのが妥當であろう。『歷代詩餘』が「清商怨」四十二字體（卷八）と四十三字體（卷八）とを別項に立て、四十三字體の項に晏殊「關河愁思望處滿」詞や周邦彥「秋陰時作漸向暝」詞を録しているのにもかわらず、四十二字體の詞牌下註に「晉樂府有清商曲、唐舞曲有清商伎、其聲最淒惋、調名以此、又名傷情怨、又名關河令、雙調四十二字」と言うのは誤りとすべきである。「前段第二句上一字領下四字。後段第二句上三下四句法。填此亦須句法依此。不可濫填也。錦字上聲。借以作平。」という註は、『欽定詞譜』周邦彥體の註「但此調前段第二句五字、例須上一下四句法、晏趙方楊、莫不皆然」と『詞律』の「錦字、上聲可借作平、不可用去聲也」という記述に據つたものであろう。「詞法小論」は、「一般初學の徒のために填詞の作法を説いたもの」（神田喜一郎博士『日本における中國文學II』、神田喜一郎全集第七卷所收、同朋舎出版、一九八六）という側面を強く持つており、この註もそのような目的のために附されたものである。森川竹篔は「詞法小論」の跋（『鷗夢新誌』第六五集）においても「句格者、如五字句、或與詩相同、或上一下四、七字句、或與詩相同、或上三下四、是也、皆可用諸定處、不可灑填」と述べている。『詞律大成』（卷三）は、

『詞律』と同じ三體を擧げ、四十二字體前闕第二句については「陳允平詞、前第二句、用籬菊都荒了、句法異」とのみ記している。^⑧

二八 a、霜天曉角 四十三字 又名月當牕 雙調 凡六體今錄二 (同第四〇集)

○●●●韻●●○○●●叶●●○○○○●●句○○●●豆○○●●叶
●●豆○○●●叶

詞

宋 辛棄疾

吳頭楚尾。一棹人千里。休說舊愁新恨。長亭樹、今如此。官途吾倦矣。玉人留我醉。明日落花寒食。得且住、爲佳耳。

後起五字或作●●叶○○●●叶

引用詞、別名、ともに『詞律』(卷三)と同。竹溪が「凡六體」としているのも、『詞律』にこの辛棄疾詞以下、趙長卿四十三字體(首句「雪花飛歇」、蔣捷四十三字體(首句「人影牕紗」、黃幾四十三字體(首句「玉粲冰寒」、趙長卿四十四字體(首句「箇兒幽靜處」、程垓四十四字體(首句「幾夜瑣窗揭」)の六體を掲げていることを指している。平仄について、萬樹は後闕第一句第二字「途」の左に「可仄叶」と註し、「三、」の二句に分かれる場合があることを指摘しているが、竹溪はこの点を末尾に「後起五字或作●●叶○●●叶」と述べ、圈點での記載を省略している。『詞律』は、詞牌名に關して「而圖譜又改調名作月當廳、吾不知霜天曉角四字、有何不佳而必改之也、況東澤寓名月當窗、非廳字、且月當廳自有正調」と論じ、清・賴以邠『填詞圖譜』(卷一、『詞學全書』所收本)の杜撰を痛烈に批判している。別名の「月當窗」は、萬樹も言うように宋・張輯(字宗瑞、號東澤)が名づけたもので、詞(首句「看朱成碧」、『全宋詞』第四册、二五

五二頁) 中後闕末句の「一片月、當窗白」に基づいている。『欽定詞譜』(卷四)は、「霜天曉角」の作例にすべて九體を擧げ、辛棄疾の「吳頭楚尾」詞も林逋「冰清霜潔」詞とともに正體として載録されている。ただ『欽定詞譜』は、後闕起句「官途吾倦矣」に「●○○●●」と圈點を附し、他は詞の文字に合わせた白圈黒圈を傍記するのみで、『詞律』と比べて著しく簡に過ぎたものとなっている。森川竹磔は『詞律大成』(「發凡」・「餘論」)の中で、『欽定詞譜』の半白半黒圈の多さを厳しく批判しているが、一方で『欽定詞譜』が、前「清商怨」條にも見える通り、半白半黒とすべきところを改めず、何ら校訂を経ないかのごとくただ作例の平仄のみを附している例が多いことも、我々は注意しなければならぬ。別名について『欽定詞譜』は、「月當窗」の他に「踏月」「長橋月」の名を擧げる。^⑧『詞律大成』(卷三)も別名は「月當窗」「長橋月」「踏月」とするが、作例は辛棄疾詞に代えて韓元吉「倚天絕壁」詞を載せている。

二八一b、霜天曉角 四十三字 雙調 (同第四〇集)

●●○○韻 ●○○○叶 ●○○○●●句 ●○○○叶 ○○○叶 ○○○叶 ●○○○叶 ●○○○句
 ●●豆 ●○○○叶

詞

宋 蔣捷

人影隱紗。是誰來折花。折則從他折去。知折去、向誰家。 簷牙。枝最佳。折時高折些。說與折花人道。須插向、髻邊斜。

後起五字或作 ●○○●○○叶

前條の體と同字數だが、平韻を用いる體である。句式、引用詞は『詞律』(卷三)と同じ。だが『詞律』が「可平」「可仄」の傍註を全く施していないのに對して、竹磔はすべて九箇所に「○」「●」の圈點を加えてい

る。『欽定詞譜』(卷四)も同じ蔣捷詞を擧げるが、やはり詞の文字通りの黒白圈しか附されていない。竹磔が「●」「○」を記しているのは、竹磔自身の調査に基づいたものであろう。諸作の平仄の状況を調べ、各句の句式を考察した結果であろうと思われる。一例を擧げれば、後関第三句は蔣捷の作例では「仄平平仄平」であるが、宋・曹冠の「霜天曉角」詞二首(首句「小雨濛濛」、「浦溆凝煙」)詞、『全宋词』第三冊、一五三三頁)では、それぞれ「晴霞映晚紅(平平仄仄平)」、「香風襲綺筵(平平仄仄平)」となっており、これを考慮すれば「●○○●○○」という句式が導き出されることとなる。神田喜一郎博士は、「詞法小論」執筆當時の森川竹磔を「五代兩宋の詞も碌に讀んでゐない少年ではないか」(神田博士前掲書)と酷評されているが、このような例を見ると、逆に青年竹磔が相當な讀書を積んでいたであろうことが想像され、驚きを禁じ得ないのである。

二九、卜算子 四十四字 又名百尺樓 雙調 凡七體今錄一 (同第四〇集)

●○○●●叶
●●○○○句●○○●韻●○○○○○叶
●○○○○○句●○○○○○叶
●○○○○○句●○○○○○句

詞

宋 秦觀

春透水波明。寒峭花枝瘦。極目煙中百尺樓。人在樓中否。 四和嶽金甍。雙陸思纖手。擬倩東風浣此情。情更濃如酒。

『詞律』(卷三)は「卜算子」の作例として、蘇軾四十四字體(「缺月挂疏桐」詞)、石孝友四十四字體(「見也如何暮」詞)、徐俯四十五字體(「胸中千種愁」詞)、黃公度四十五字體(「薄宦各東西」詞)、黃庭堅四十六字體(「要見不得見」詞)、杜安世四十六字體(「樽前一曲歌」詞)、杜安世四十六字體(「深院花鋪地」詞)の

計七體を載録している。四十四字體前後兩仄韻の體としては、蘇軾「缺月挂疏桐」詞が擧げられているのであるが、これを竹筵は秦觀「春透水波明」詞に變更しているのである。だが「春透水波明」詞を秦觀の作とするのは竹筵の誤りで、宋・黃昇『唐宋諸賢絕妙詞選』（卷四、四部叢刊本）に見えるように秦湛の作品とすべきである。清・賴以邠『填詞圖譜』（卷一、「百尺樓第一體」）が秦觀の詞として「春透水波明」詞を引き、『詞律』に別名「百尺樓」の由来を述べて「因秦詞極目煙中百尺樓、故巧名百尺樓」と言っていることなどから秦觀の作と誤解したのであろう。作例が異なっていることにより、前闕第一句第一字、第二句第一字、第四句第一字、後闕第二句第一字、第四句第一字が「可平」から「●」に、前闕第三句第一字、後闕第一句第一字が「可仄」から「●」にそれぞれ改められている。『欽定詞譜』（卷五）も「卜算子」に七體を録し、作例も『詞律』とほぼ同じであるが、杜安世「樽前一曲歌」詞に代えて張先「夢短寒夜長」詞を引いている。また、花草粹編無名氏四十六字體（「幽花帶露紅」詞）を追加するとともに、前後闕起句末字が仄聲でありながら叶韻ではない體である黃庭堅「要見不得見」詞については註中に言及するにとどめ「因諱詞不録」としている。「一六一b、江城子」條でも觸れたように、『欽定詞譜』は、當然又體に備えるべき詞體であっても、鄙俚諧諷にわたる詞の場合は作例を擧げないという選録態度をとっており、後に竹筵はこれを厳しく批判している。なお『欽定詞譜』が掲げる別名は、「缺月挂疎桐」「百尺樓」「楚天遙」「眉峯碧」の四種。『詞律大成』（卷三）では、蘇軾「缺月挂疎桐」詞を録して『詞律』の舊に復しているが、石孝友「見也如何暮」詞と黃庭堅「要見不得見」詞を刪り、『欽定詞譜』に引く花草粹編無名氏詞と玉照新志無名氏四十七字體（「蹙破眉峯碧」詞）とを補體として、やはり計七體となっている。また別名に關しては、蘇軾詞の詞牌下に「又名百尺樓」、玉照新志無名氏詞に「又名眉峯碧」と註記している。

三〇、後庭花 四十四字 或作玉樹後庭花 雙調 凡三體今錄一 (同第四二集)

●○○●●叶
●○○●●韻●○○●●叶●○○●●叶●○○●●叶
●○○●●叶

詞

五代 毛文錫

輕盈舞妓含芳豔。競粧新臉。步搖珠翠修蛾斂。膩鬢雲染。 歌聲慢發開檀點。繡衫斜掩。時將纖手勻紅臉。

笑拈金鬢。

平仄式、引用詞いづれも『詞律』(卷四)と同じ。前闕第三句「修蛾斂」は、『詞律』では「修蛾斂」に作っているが、これは「詞法小論」の誤植であると思われる。『詞律大成』(卷三)においても竹溪は同じ毛文錫詞を掲載しているが、「蛾」字に改められている。『詞律』は、この毛文錫「輕盈舞妓含芳豔」詞の他に、孫光憲四十六字體(「景陽鐘動宮鶯囀」詞)と孫光憲四十六字體(「石城依舊空江國」詞)の計三體を録している。詞牌下註に「凡三體今錄一」と記しているのも『詞律』に従ったのであろうが、ただ「或作玉樹後庭花」という記載は『詞律』に見えない。『欽定詞譜』(卷五)の「後庭花」解題に「唐教坊曲名、張先詞名玉樹後庭花」とあり、おそらく竹溪はこれに據つて「玉樹後庭花」の名を補つたのであろう。『欽定詞譜』は、『詞律』の三體の他に張先四十四字體(「華燈火樹紅相鬪」詞)を載せる。この體は、文字數は毛文錫體と同じであるが、句式が異なり、「七・四・六五・七・四・六五」(「は仄韻を示す」という形式になっている。『詞律大成』も『詞律』の三體に加えて張先「華燈火樹紅相鬪」詞を補體として收め、『欽定詞譜』と同様の體例となっているが、張先詞前闕第一句第一字、後闕第一句第三字、第三句第三字に「可仄」、前闕第一句第三字、後闕第一句第一字に「可平」と傍註を附しており、『欽定詞譜』が何も半白半黑圈を記していないのに比して、一步を進めたものと言ふことができるであらう。

然他人無之」と記しておられるが、保滋堂康熙二十六年序刊本にも光緒二年校刊本にもこの記載は見えず、聞汝賢氏が何に據つてこれを引いているのか不明である。

② 毛先舒『填詞名解』(卷一、『詞學全書』所收)に「浣溪沙、黃鐘之曲也、一作浣沙溪、一名小庭花」との記述が見え、別名として「小庭花」の名のみを擧げているが、竹溪は『詞律大成』(「發凡」・「餘論」)における『欽定詞譜』批判の中で、「其二、各調解題、或涉樂府、或指摘詞中字句、亦毛先舒填詞名解之亞」と述べ、『填詞名解』にも批判的な見解を持つていたと思われるため、これに據つたとは考えにくい。拙稿「森川竹溪の『欽定詞譜』批判(上)」(小樽商科大學「人文研究」第八七輯所收 一九九四)参照。

③ なお『歷代詩餘』(卷一八「南唐浣溪紗」)詞牌下註に「雙調四十八字、一名山花子、又名攤破浣溪紗、以攤破名者、就浣溪紗結句、破七字爲十字也、稱南唐者、以李璟詞細雨小樓二句、膾炙人口、得名也」と記しているのは、『詞律』の説に據つたものであろう。

④ ただし『詞律大成』(卷三)では、「江南依夢遠」に作っている。晏幾道の詞集「小山詞」では、明・吳訥唐宋名賢百家詞本、毛晉宋六十名家詞本、彊村叢書本いずれも「江南依舊遠」に作る。楊繼修『小山詞研究』(黎明文化事業公司、一九八〇)によれば、「江南依舊遠」に作るのは『詞律』のみのものであり、「江南依舊遠」とするのが正しいであろう。

⑤ 『詞律』(卷三)晏殊四十三字體の後に萬樹は「按此調、因此詞首二字、故又名關河令、片玉詞亦作關河令」と註している。

⑥ ただし周邦彥の「秋陰時晴漸向暝」詞について、唐圭璋氏は「案『晴』下原有『漸』字、毛辰以底本美成長短句校、刪去」と註して「秋陰時晴向暝」の六字句とされている。また吳則虞校點『清真集』(中華書局、一九八一)では「秋陰時作漸向暝」に作り、「時作、毛本作時晴、歷代詩餘、詞萃皆作時作、案作字是、(中

略)詞萃奪漸字」と註記されている。

- ⑦ 『欽定詞譜』(卷四)も「惟陳允平詞、籬菊都荒了、小異、不可從」と述べている。
- ⑧ 拙稿「森川竹溪の『欽定詞譜』批判(下)」(小樽商科大學「人文研究」第八九輯、一九九五)参照。
- ⑨ 『歷代詩餘』(卷八)は「霜天曉角」詞牌下に「一名月當牕、一名梅花令、雙調四十二字」と記しているが、『欽定詞譜』は「梅花令」を別名に採っていない。
- ⑩ 「詞法小論小箋(二二)」(小樽商科大學「人文研究」第九二輯、一九九六)所收。
- ⑪ 註⑧所掲拙稿参照。